

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 4 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530536

研究課題名(和文)現代における制度共済＝協同組合保険のアイデンティティ

研究課題名(英文)Authorized cooperative insurance today: its identity

研究代表者

江澤 雅彦 (EZAWA, Masahiko)

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：80185115

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：私は保険研究者として「保険と共済の違い」について検討している。ここでは、生協共済に限定して、「生協共済と組合員参加」について考察した。なぜなら、それが、(株式会社・相互会社による)保険と共済を分ける「境界」になりうるからである。

具体的には2つの取り組みを挙げることができる。第1が、「組合員の契約推進の枠を超えた共済・保険に関する学習機会の提供」である。第2が、「共済契約者からの意見反映を通じた間接的自治の実現確保」である。

研究成果の概要(英文)：As an insurance researcher, I have examined the differences between insurance by companies and cooperatives. In this research project I have considered consumer insurance cooperatives and members participation. Because it is thought as the border line between them. As practical trials, two activities are recommended.

One is the learning program about insurance by companies and cooperatives beyond the sales promotions. The other is the realization of indirect autonomy through the reflections of policyholders opinions.

研究分野：生命保険論

キーワード：協同組合保険 制度共済

1. 研究開始当初の背景

(1) 新保険法下、共済は、少なくとも契約法上、保険と同じ範疇に入り、制度共済の各種根拠法も改正され、保険業法の規制レベルとほぼ同等となった。今後は、共済団体が保険会社との境界 = アイデンティティを明確にすることが求められる。まずは、「共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治」の実現」あるいは「民主的運営」が重要と思われるが、そのためには、「組合員と共済団体との情報授受 (= コミュニケーション) システムの構築」が必要である。そのための道筋を検討しなければならない。また既存の規制を考慮しつつも、生協共済がマイクロクレジットの分野に参入することも選択肢として考えられる。

(2) 2008年6月6日、保険法が公布され、旧商法第2編第10章の保険契約に関する規定はおよそ100年ぶりに改められた。同法2条は、はじめて保険契約の定義を以下のように規定した。すなわち、保険契約とは、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(略)を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生に応じたものとして保険料(共済掛金を含む)を支払うことを約する契約をいう。」本法制定により、保険の類似制度として取り扱われてきた共済が、少なくとも契約法上は、保険と同じ範疇として規制されることとなった。

2. 研究の目的

本研究課題に関連して研究代表者は、保険市場における outsider から competitor へとその立場を変えた共済団体の資産運用に注目し、その面から生協共済のアイデンティティ発揮の方途を探った。

(1) そこで明らかになったのは、共済の研究・実践面の先達である笠原長寿教授と賀川

豊彦氏が、生命共済における長期資金の蓄積とその有効運用に注目していた点である。1956年の全共連の「農協共済事業5ヶ年計画」策定時、賀川氏が同会に贈った揮毫には、「日本の再建は生命共済から 農村復興は農協互助組織による長期資金の獲得に始まる」と書かれている。

(2) 生協法施行規則には、「資産運用の原則」として、「組合は、資産を運用するに当たっては、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に運用しなければならない。」と規定されている(第197条)。「安全かつ効率的な運用」は、保険論でいう「安全性の原則」と「収益性の原則」にほぼ合致するものと考えられる。共済団体の実際の運用状況を見ることにより、こうした生協法等の規制もあって、「生協共済団体らしい独自の資産運用」が必ずしも実施されていないという事実が確認できた。

(3) 本来民間生保会社にも、「金融仲介機能」がある。保険料という形で資金を吸収し、それを長期の貸付金を中心に産業資金として供給し、特に高度経済成長期は、長期安定資金の供給者としてわが国基幹産業の発展に寄与した。翻って生協共済の資産運用内容をみると、若干の契約者貸付を除いて、企業あるいは個人向けの「一般貸付」が認められていないのは、保険学を学んできた者にとって違和感を覚える点である。共済団体も共済掛金の「預かり機関」として、金融仲介機能を発揮することが求められる。さらに「相互扶助」「共助」といった共済のアイデンティティを打ち出すとすれば、マイクロクレジット(担保となるような資産を持たず金融サービスから排除された貧困に苦しむ人々のために提供する少額の無担保融資)の分野に参入すべきと考える。そして研究代表者は、具体的な方法として、消費者信用生活協同組合への「団

体間貸付」に向けて生協共済団体が踏み出すべきではないかと提案した。

以上のような研究報告等を経て明瞭になった問題意識を基礎に、本研究課題においては、「共済のアイデンティティの探索」、「組合員と共済団体との情報授受（＝コミュニケーション）システムの構築」といった問題に取り組むこととした。

3. 研究の方法

(1) 第1に、これまで研究代表者が積み上げた研究を基礎に各団体のディスクロージャー資料、『団体史』、定例・臨時総会等の『議案書』を中心に文献研究である。その際のポイントとして団体間の相異（掛金の一律性、員外利用の認否等）に留意することが重要である。

(2) 第2に、「アイデンティティ構築のための共済団体と組合員との情報授受＝コミュニケーション」の構築度、効率性に関するヒアリングを行う。「生活保障プランナー」、「ライフプラン・アドバイザー」の保障見直し活動等の実態を把握すること、共済運営、共済商品改善のための意見集約と反映の仕組みを調査し、の実効性を評価する。

その際、共済団体と組合員との情報授受について、重要な影響を及ぼすと評価できる、保険業法改正問題を特に、以下、研究成果として取り上げることとする。

4. 研究成果

(1) 本年3月14日、「保険業法等の一部を正する法律案」が国会に提出された。「保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずる必要がある。」これが、同法律案の提出理由とされている。

改正予定の諸条項の中で、ここでは、「保険募集及び保険販売に関する規制の導入」に注目したい。それは、保険会社と保険募集人

に対する2つの義務の法定化を内容としている。

第1が、「顧客の意向把握義務」である。法案によれば、この義務は、顧客の意向把握、それに沿った保険契約の提案、顧客の意向と当該契約の内容が一致していることを顧客が確認する機会の提供、を含んでいる。

これまでの保険募集実務では、「意向確認書面」の使用が定められており、顧客自身が契約締結の前に、推奨された保険契約と顧客の意向が合致しているかについて、最終的な確認の機会が設けられていた。しかしながら、意向確認書面を作成して、そこに顧客の署名捺印があったとしても、顧客の意向と契約内容は実際には一致していない、顧客が自らのリスクについて理解していない等、トラブルの大きな原因となっていた。たとえば、2009年7月に国民生活センターが公表した「個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル 高齢者を中心に相談が倍増」によると、契約手続きにおいて顧客が契約申込書や意向確認書に署名捺印を求めるとき、消費者に書面の内容を理解させずに、形式的にそれを行わせるケースが目立っていたという。

今回の改正で、一般的義務規定（プリンシプル）の形で意向把握義務が法定化され、その具体化は、達成すべき目標水準を監督指針においてまず示し、意向把握の実務上の方法は、各保険会社・保険募集人等の創意工夫に委ねられることとなる。

次に、今回法定化される第2の義務は、「顧客への情報提供義務」である。法案によれば、ここでいう情報とは、「保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報」である。

一般に商品・サービスの顧客は、商品・サービスの認知・選択・購入決定に際し、自ら抱える不確実性を軽減するために、当該商品・サービスに関する情報を収集し、解釈し

なければならないが、保険商品の場合、顧客はそうした情報の収集・解釈において大きな困難に直面する。契約の内容を規定した保険約款は、法律知識を十分に有していない一般顧客にとっては理解が難しく、また一般の商品・サービス購入の際に最も重要となる価格に関しても、有配当保険を購入する場合には、契約者配当をも加味したうえでそれを評価しなければならない。そうした評価を一般の顧客が的確に下すのは困難と言わざるを得ない。

したがって、顧客の意向を把握し、当該意向に沿った保険商品を顧客に勧め、顧客にも自らの意向と当該保険品が対応していることを認識させつつ、保険契約締結に至らしめる保険募集における中核業務は、保険商品を巡る情報提供であると言える。

従来、保険業法第 300 条第 1 項第 1 号が、不適切な募集行為を消極的に禁止する = 消極的規制の形で、「保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」を禁止行為として挙げていたが、「積極的な情報提供義務」は保険業法において規定されておらず、その意味ではやや迂遠な規定ぶりとなっていた。それが今回改められることとなった。

(2) 翻って、こうした保険募集ルールの改正が、共済の募集に対し、何を示唆しているか考えてみたい。

まず「意向把握義務」についてである。共済を通じて生活保障を実現しようとする組合員にとっても、その者が抱えているリスクは多様で、その規模（共済金額）も、負担可能額（共済掛金）も各人異なっている。一般的には、共済募集の際にも当該組合員の意向を把握し、それに沿った仕組みを推奨提案し、当該仕組みが組合員の意向に沿っているかを分かりやすく説明することにより、組合員自身が自らの意向にそっているものであることを認識した上で共済加入できるように

する必要がある。

「共済は基本的に、長期・貯蓄性を有するものではなく、定額・短期の保障性中心でその仕組み内容はシンプル」ということが、画一的に主張できていた時代には、共済加入を希望する組合員に「意向把握」をことさら重視する必要はなかったかもしれない。しかし各共済団体の提供している仕組みをつぶさにみていけば、生損保と同様の対応が求められる仕組みもいくつか見受けられるところである。

意向把握のためには、組合員の側の「意向」が明確になっていることが望ましい。その際、たとえば、全労済の「保障設計運動」や、コープ共済連の「ライフプランニング活動」といった既存の制度は、共済募集とは独立して展開されているということではあるが、特に「需要の間接性」が指摘される生命系の共済について、組合員の意向明確化に寄与することが大きいと考えられる。

次に「情報提供義務」である。「共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報」の提供は、保険契約と同様、不可視・不可触という特質をもつ共済契約に関してもその募集に際して不可欠の義務である。

ここで筆者は、「その他共済契約者等に参考となるべき情報」として共済独自のものを構築する必要があると考える。それは、今まさに共済加入の意思決定を下すか否かについて検討している組合員に、保険と共済の異質性、換言すれば共済のアイデンティティを伝えることである。

たとえば年齢・性別を無視した一律保障、一律掛金の方式を採用している仕組みに関しては、それを通じて、民間保険にはない「加入者間の相互扶助」が比較的強く発揮されている点を説明すべきである。また、いわゆる保障ニーズを不合理に掘り起こし、契約を獲得するのではなく、必要な保障のあり方を前述の諸活動・運動を通じて教育・普及し、組

会員にとってそれぞれ最適な保障（共済ならびに保険）を「自発的に」選択してもらうよう、組合員への最大奉仕を実践していること、といった自らの活動内容についても理解してもらう必要がある。これらを通じて、真に情報に通じた上での共済加入（Informed Participation）が実現されるのである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 22 件）

江澤雅彦、生協共済と組合員参加、生活協同組合研究、査読無、Vol.471、2015
5 - 10

②江澤雅彦、生命保険販売における消費者保護 銀行窓販をめぐる、季刊個人金融、査読無、第 56 号、2015、46 - 55

江澤雅彦、保険募集規制の展望 『WG 報告書』をめぐる、早稲田商学、査読無、第 439 号、2014、271 - 290

江澤雅彦、高齢者をめぐる交通事故対策、高齢者の交通事故と高齢者福祉 - 高齢者の自動車事故と補償対策 -、日本交通政策研究会、査読無、2014、9 - 13

江澤雅彦、共済のアイデンティティ探究、共済新報、査読無、第 55 巻第 1 号、2014、4 - 9

江澤雅彦、第 1 章 生活保障と世帯構造、生活設計の今日的課題と今後のあり方、査読無、2014 年、生命保険文化センター、7 - 28

江澤雅彦、募集ルールの改定、共済と保険、査読無、第 56 巻第 7 号、2014、2
- 3

江澤雅彦、来店型ショップの台頭と今後の規制、金融財政ビジネス、査読無、第 10,407 号、2014、16 - 18

江澤雅彦、保険業界と TPP、月刊金融ジャーナル、査読無、第 681 号、2013、72 - 75

江澤雅彦、銀行による生命保険販売と高齢者保護、金融財政ビジネス、査読無、第 10,321 号、2013、18 - 19

江澤雅彦、かんぽ生命保険と TPP、金融財政ビジネス、査読無、第 10,347 号、2013、18 - 19

江澤雅彦、保険販売規制と高齢者保護 適合性原則をめぐる、早稲田商学、査読無、第 431 号、2012、731 - 749

江澤雅彦、共済と保険 その同質性と異質性 共済団体と組合員の関係性の観点から、日本共済協会 結成 20 周年・2012 国際協同組合年 論文・講演集、査読無、2012、150 - 166

江澤雅彦、銀行の保険販売に係わる規制緩和について、銀行実務、査読無、第 42 巻第 1 号、2012、7

江澤雅彦、保険と共済の境界を探る 大学生協共済の事例から、共済と保険、査読無、第 54 巻第 5 号、2012、6 - 7

江澤雅彦、東日本大震災における保険と共済の取り組み、生活協同組合研究、査読無、Vol.436、2012、19 - 24

江澤雅彦、生命保険会社の資産運用の変遷（2）、金融財政ビジネス、査読無、第

10,220号、2012、18 - 19

江澤雅彦、生命保険会社の資産運用の変遷

(3) 金融財政ビジネス、査読無、第

10,227号、2012、17 - 19

江澤雅彦、生命保険会社会計の特殊問題

(1) 金融財政ビジネス、査読無、第 10,243

号、2012、17 - 19

江澤雅彦、生命保険会社会計の特殊問題

(2) 金融財政ビジネス、査読無、第

10,254号、2012、10 - 12

②江澤雅彦、生命保険会社会計の特殊問題

(3) 金融財政ビジネス、査読無、第

10,278号、2012、16 - 18

②江澤雅彦、生命保険会社会計の特殊問題

(4) 金融財政ビジネス、査読無、第

10,289号、2012、15 - 17

[学会発表](計2件)

江澤雅彦、共済規制と共済のアイデンテ

ィティ、2014年10月15日、平成26年度

(通算第21回)JA共済総合研究会

②江澤雅彦、研究報告「共済と保険 その

同質性と異質性 - 共済団体と組合員の関

係性の観点から - 」2012年10月29日、

日本共済協会結成20周年記念講演会

[図書](計1件)

江澤雅彦、全労済協会、勤労者福祉研究

課題別研究シリーズ 今後の共済生協

の在り方について、2012、42

6. 研究組織

(1)研究代表者

江澤雅彦 (EZAWA, Masahiko)

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：80185115